

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 24 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第 6 項
処 分 の 概 要：免許証等の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の 6 第 1 項及び第 2 項（免許証等の有効期間）、第101条第 1 項及び第 7 項（免許証等の更新の申請及び定期検査）、第101条の 2 の 2 第 1 項（免許証等の更新に係る申請先の特例）、第 101条の 3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の 4 第 1 項から第 3 項まで（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の 7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の 6（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の 6 の 2（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証等の更新の申請等）第29条の 2 の 2（免許証等の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第 1 条（講習の基準）、第 2 条（講習の基準）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。また、第101条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく申請が行われた場合（経由地申請）については、免許情報記録の有効期間の更新の場合は当該申請の当日中、免許証の有効期間の更新の場合は申請者の住所地を管轄する公安委員会（住所地管轄公安委員会）及び更新申請書が提出された公安委員会（経由地公安委員会）の経由地申請に係る免許証の更新事務の実情に応じた期間を定める。） 経由地申請が行われた場合の免許証の更新手続に係る経由地公安委員会から住所地管轄公安委員会への更新申請書等の送付に係る期間については、経由地公安委員会及び住所地管轄公安委員会の経由地申請に係る免許証の更新事務の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：警察本部交通部運転免許センター又は住所地を管轄する警察署の交通窓口（秋田市内での手続きは運転免許センター）
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許センター 管理第一係 （電話 018-863-1111 内線 735-221）